

区立特別養護老人ホーム等の今後の施設運営について

1 趣旨

墨田区が設置する特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設。以下「特養」という。）等は、令和8年3月31日をもって今期指定管理期間が終了するため、次期指定管理者の選定を予定している。

一方で、特養はなみずきホーム（はなみずき高齢者在宅サービスセンターを含む。）及び特養たちばなホームは、社会福祉法人賛育会が旧立花中学校跡地に整備中の特養（以下「新特養」という。）に利用者が入所した後、廃止を予定している。また、特養なりひらホーム（なりひら高齢者在宅サービスセンターを含む。）は、開館から20年以上が経過し大規模修繕が必要な時期を迎えていることから、新特養開設後に工事を行う予定である。（令和5年3月14日及び同年12月5日 区民福祉委員会報告）

こうした状況を踏まえ、各施設の次期指定管理者の選定を次のとおり行うこととする。

2 各施設の管理運営

(1) 特養はなみずきホーム及び特養たちばなホーム

新特養開設後に施設を廃止することから、指定管理者の指定の手續等に関する要綱（以下「要綱」という。）第2条第4号及び第3条第2項に基づき次期指定期間を2年とし、非公募で選定する。

ア 現指定管理者

社会福祉法人 賛育会

イ 指定管理期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

(2) 特養なりひらホーム

次期指定期間中に大規模修繕を予定していることから、要綱第2条第4号に基づき非公募で選定する。

ア 現指定管理者

社会福祉法人 カメリア会

イ 次期指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 今後のスケジュール（予定）

新特養の工期の変更に伴い、令和5年12月5日に報告した「今後のスケジュール」に変更が生じた。

(変更前)

令和7年度中	・新特養開設 ・区立2特養等の利用者が新特養に入所
令和7年度末	区立2特養等廃止
令和8年度中	・特養なりひらホーム利用者は、特養はなみずきホームに一時移動 ・特養なりひらホーム大規模修繕工事

(変更後)

令和9年度中	・新特養開設 ・区立2特養等の利用者が新特養に入所
令和9年度末	区立2特養等廃止
令和10年度以降	・特養なりひらホーム利用者は、特養はなみずきホームに一時移動 ・特養なりひらホーム大規模修繕工事

※社会福祉法人賛育会において、近日中に新特養の開設時期を公表する予定である。

【参考】

1 新病院・特養工事スケジュール（予定）

令和7年3月 着工

令和9年5月 竣工

2 事業内容（予定）

(1) 医療・病院

訪問診療・訪問看護・訪問リハビリ

外来（総合内科・整形外科） 入院（地域包括ケア60床・緩和ケア15床）

(2) 福祉 居宅介護支援事業所 訪問介護

特別養護老人ホーム（特養174床・短期6床）

デイサービス（一般40名・認知12名）

(3) 地域福祉

地域福祉事業（地域の福祉課題に早期に出会う仕組みづくり）

※例：フードバンク・総合相談窓口・喫茶 等